

## 水道管の凍結破損による水道料金等の特別減免について

平成30年1月～2月の寒波によって、市内各地で宅内の水道管破損による漏水が発生しました。この寒波を自然災害ととらえ、漏水箇所の軽減対象範囲等を拡大し、特別減免を行います。

### 1. 減免対象

寒波被害による漏水のため前年同期使用水量を超過し、水道業者・ガス会社・電気設備店等で修理された方。

漏水箇所は不問とし、露出配管・給湯器・給湯配管も対象とします。

ただし、漏水した水が下水道に流入している場合は、水道料金のみ減免します。

### 2. 減免内容

漏水発生後最初のメーター検針時の使用水量と前年同期の使用水量を差し引きし、その差の2分の1を減免します。

### 3. 減免とならない場合

- ・前年同期の使用水量よりも少ない場合。
- ・基本水量の範囲内（1か月8 m<sup>3</sup>、2か月16 m<sup>3</sup>）の場合。
- ・漏水修理が完了していない場合。

### 4. 周知方法

- ・広報いずも4月号（3月20日発行）にあわせ、お知らせ文書を全戸配付。
- ・市及び上下水道局ホームページに掲載。
- ・3・4月の検針時に異常水量となった場合に案内文書を投函。

### 5. 申請期間

平成30年5月31日（木）まで

### 6. 提出先

上下水道局水道営業課、平田上下水道事務所、河南上下水道事務所  
各支所（斐川支所を除く）

### ※参考

斐川栄道水道企業団も同様の対象・内容で特別減免を実施。

# 上下水道局からのお知らせ

## ●水道管の凍結破損による水道料金等の減免について

平成30年1月～2月に発生した寒波において、宅内の水道管破裂による漏水が多数発生しました。

市民の皆さまには、寒波対応に対して、ご協力いただいたことに感謝申し上げます。

出雲市上下水道局では、今回の寒波による漏水について、水道料金・下水道使用料の減免を下記のとおり実施することとしました。

下記の対象に該当される場合には、裏面の申請書をご提出ください。

記

### 1.減免対象

- 平成30年1月～2月に発生した寒波によって漏水し、前年同期水量を超過された方。  
ただし、水道業者、ガス会社、電気設備店等の専門業者で修理された場合に限ります。  
また、漏れた水が下水道に流入している場合は、水道料金のみ減免となります。

### 2.減免の対象にならない場合

- 漏水発生後最初のメーター検針時の水量が前年同期の水量よりも少ない場合
- 漏水発生後最初のメーター検針時の水量が基本水量の範囲内(1か月=8m<sup>3</sup>、2か月=16m<sup>3</sup>)の場合
- 漏水修理が完了していない場合

### 3.減免内容

- 破裂による漏水を伴った水道の使用水量(平成30年2月、3月、4月検針分のいずれか)から、前年同期の使用水量等(通常の使用水量)を差し引いた水量(推定漏水量)の2分の1を減免します。

### 4.申請期間

- 平成30年5月31日まで  
※裏面の「水道料金等特別減免申請書」を上下水道局へ提出してください。

### 5.申請書の提出先

#### 《直接提出される場合》

- 出雲市上下水道局(水道営業課)
- 平田上下水道事務所
- 河南上下水道事務所(市役所湖陵支所内)
- 市役所各支所(斐川支所を除く)

#### 《郵送提出される場合》

〒693-0068  
出雲市姫原2丁目9-1  
出雲市上下水道局 水道営業課 宛

#### 《お問合せ》

営業時間 平日 8:30～17:15  
出雲市上下水道局  
水道営業課 料金係:0853-21-3511  
平田上下水道事務所:0853-63-5554  
河南上下水道事務所:0853-43-1211

# 水道料金等特別減免申請書

出雲市水道事業  
出雲市長 様

申請者（ご使用者様名をご記入ください）

住 所

氏 名

㊞

連絡先（ ） —

平成30年1月～2月の寒波による漏水分の水道料金等減免について下記のとおり申請します。

水 栓 番 号	
水 栓 所 在 地	出雲市
申 請 理 由	平成30年1月～2月の寒波による漏水のため

※「水栓番号」は検針票、水道料金等納入通知書等の上下水道局からのお知らせに記載されています。  
 ※「申請者」欄の住所と「水栓所在地」はアパート名、部屋番号までご記入ください。

## 《 漏水修理の処置状況 》

漏 水 箇 所	
漏 水 修 理 日	平成30年 月 日
修 理 業 者	㊞

※原則、ご自身、ご家族等が修理された場合は対象となりません。  
 ※修理業者の押印のかわりに、修理された証明（修理日が分かる請求書や領収証の写し等）を添付されてもかまいません。  
 ※漏れた水が下水道に流入している場合は、下水道使用料は特別減免の対象となりません。

## 《 水道料金等を返金する場合の振込先 》

金融機関・支店名	銀行 信金 農協 信組 漁協 労金	支店 支所 出張所
口 座 番 号 ※左づめでご記入ください		
口 座 種 別	普通預金 ・ 当座預金 ・ 貯蓄預金	
口 座 名 義	フリガナ	
	氏 名 等	

※通帳等をよくご覧のうえ正確にご記入ください。  
 ※ゆうちょ銀行口座を指定される場合は、振込用の店名（3桁の店番）・預金種目・口座番号が必要です。詳しくは郵便局の窓口へお問い合わせください。  
 ※減免後のお支払いとなる場合もあります（全ての方に返金することには限りません。）